



財政状況の公表 用語解説



1 一般会計

福祉・教育・道路整備・ごみ処理など、地方公共団体が行う基本的な事業を経理する会計で、主に市税でまかなわれています。

予算現額

当初予算の額と年度途中で追加・減額する補正予算の額などを合計した額をいいます。

市税

市に対して納める税金です。刈谷市の市税には、個人市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税(種別割)、市たばこ税、国民健康保険税があります。

国・県支出金

国又は県から市町村へ交付される負担金、補助金、交付金、委託金等をいいます。

繰越金

翌年度の財源として繰り越したものであり、決算により生じた剰余分の繰越金と、翌年度に繰り越した事業の財源としての繰越金があります。

地方消費税交付金

都道府県が徴収した地方消費税の2分の1に相当する額を、政令に基づき各都道府県内の市町村に交付するものです。消費税率及び地方消費税の税率の引上げ分(5%→8%→10%)に係る地方消費税交付金は、社会保障施策(子育て支援や高齢者福祉など)に要する経費に充てることとされています。

諸収入

延滞金や預金利子などをいいます。

市債

主に公共施設の整備などの建設事業を行うために必要な資金を、国や金融機関など外部から調達するいわゆる借入金のことをいいます。

総務費

庁舎管理、徴税、選挙、情報システム管理などの市の運営全般に係る経費をいいます。

民生費

社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、心身障害者等のための施策として、福祉施設の整

備、運営、手当の支給等の施策に要する経費をいいます。

衛生費

健康増進や衛生管理のため、予防接種や健康診断、環境調査、ごみ収集、公害対策などに要する経費をいいます。

商工費

商工業の振興、観光、企業誘致などに要する経費をいいます。

土木費

生活基盤整備のため、道路、公園、市営住宅などの建設や維持などに要する経費をいいます。

消防費

消防体制の維持や風水害対策などに要する経費をいいます。

教育費

教育委員会の運営、学校の管理、教育備品の整備などに要する経費をいいます。

公債費

学校や道路などを作るときに、国や銀行などから借り入れた資金の返済に要する経費をいいます。

2 特別会計

地方公共団体が特定の事業を行う場合に、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区分して経理する会計で、条例に基づき設置するものです。刈谷市には、「刈谷小垣江駅東部土地区画整理事業」、「刈谷野田北部土地区画整理事業」、「国民健康保険」、「後期高齢者医療」、「介護保険」の5つの特別会計があります。

3 企業会計

地方公共団体の経営する企業で、事業によって得られる収入で当該事業にかかる経費をまかなっていく独立採算を原則とした会計です。刈谷市には、「水道事業」、「下水道事業」の2つの企業会計があります。

収益的収入

サービス提供の対価としての料金（水道料金や下水道使用料など）を主体とする収入をいいます。

収益的支出

施設の維持管理費用、借入れの支払利息などのほか、現金支出を伴わない固定資産の減価償却費などの費用をいいます。

資本的収入

新規施設の整備や既存施設の改築などの建設改良費の財源として充てる収入で主に国県補助金や企業債（借入金）などをいいます。

資本的支出

新規施設の整備や既存施設の改築などの建設改良費や、施設建設などに要した企業債（借入金）の元金償還金等をいいます。

総配水量

配水池から配水管を通して配水される水量をいいます。

総有収水量

料金徴収の対象となった水量をいいます。

有収率

総配水量に総有収水量が占める割合をいいます。 （総有収水量÷総配水量）

給水人口

水道により給水を受けている人口をいいます。給水区域外からの通勤者や観光客は給水人口には含まれません。

給水戸数

給水契約の対象となっている戸数のことをいいます。

供用開始区域内人口

下水道へ接続することのできる区域内の人口をいいます。

下水道普及率

刈谷市の総人口に対する供用開始区域内人口の割合をいいます。

（供用開始区域内人口÷行政区域内人口）